

2024/06/17

各 位

吉岡 政昭

お元気お過ごしですか？

『町民の眼』(No.6)が出来ましたので、お送り致します。

1点目は、裁判所に訴えた『第1審』『第2審』の判決文の問題点の指摘です。

多くの人は、裁判所の判断をいつも『正しい』と捉えたり、特に、上級審の判断の価値を高く見る傾向があるように思いますが、確かに、そうした面はあるのかも知れません。

私は、裁判官たちの、正確に言えば、難関な司法試験に受かった人たち（弁護士や検事）の見識が、一般人と比較して大いに高く評価されるものとは思っています。

しかし、今回のように裁判の当事者（原告）になって気づいたのは、判決文や被告人弁護士の『答弁書』に書かれていたことは、必ずしも、正しくはなく、意外にも、大雑把で、厳密さに欠けると思いましたし、後で理屈を合わせるような手法が目につきました。

裁判所の判断が正しいか、顧問弁護士の主張が正しいかを判断することは、大事なことです。それを考える上で、私は、第1審も第2審も、顧問弁護士の主張も『横並び』で受け止めて検討しています。法律の専門家が、単純な事実を判断するときに、天と地ほどの違いが生じるとは、そうとは思いがたく、もし違いが生じたときには、当然、ごまかしではなく、当事者はもちろん、第3者にも、納得できるような説明があるものと信じていました。しかし、その意味では、この度の判決は、1審も2審も『十分、説明されていない』と思いますし、顧問弁護士の主張は見当外れで、論理の飛躍もはなはだしいとすら思いました。**特に2審判決文はひどいですね。**そもそも、1審判決文の重要部分を具体的評価なしで、シカトして『次の通り改める』ってどういうことでしょうか。

もし1審判決に部分的にでも『誤り』があったのであれば、明確に、指摘するべきでした。

そんなことで、1審、2審とも、私は、判決を受け入れることが出来ません。

では、「**最高裁に上告しないのか？**」に答えます。

結論は「上告はしません」。 ネット情報によれば、「上告」は原判決に憲法違反がある場合等に限られるとありましたが、「上告受理申立」は、その理由が「最高裁判例や高裁判例と相反する判断がある」場合に限られているようで、毎年、2000件ほどの上告申立があるそうですが、**その大半が、「上告棄却・不受理」と**されるとありました。

『町民の眼』の2点目は、安平町は、『安易に税金を使っていないか』という訴えです。

自分の懐から出るお金ならそう簡単には出さないでしょう。この件は万事に及びます。

①議場の椅子の入れ替えをしっかりと点検もしないで『町費負担』に走っているように思ったのです。そして、**②校舎の修繕費の町費負担も同じです。**一事が万事です。

そして**③町の弁償問題**。弁償を100%『町費負担』問題です。本当に『弁償100%』負担が必要でだったのか。

『町民の眼』の3点目は、ある議員の『学歴詐称問題』。これ以上看過できません。